

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

以下のとおり公表します。
平成26年9月

独立行政法人日本芸術文化振興会 契約担当役 理事長 茂木 七左衛門
分任契約担当役 国立能楽堂部長 五十嵐 晃
分任契約担当役 国立文楽劇場部長 櫻井 弘

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によること とした業務方法書 又は会計規定等の 根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数	
平成26年9月声明 公演出演契約	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・茂木七左衛門 ／東京都千代田区 隼町4-1	平成26年9月3日	総本山知恩院／京都 府京都市東山区林下 町400	契約の性質又は目 的が競争を許さな いため(会計規程 第24条第1項第1号 に該当)		1,468,780						
平成26年10月歌 舞伎公演出演契約	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・茂木七左衛門 ／東京都千代田区 隼町4-1	平成26年9月25日	松竹株式会社／東京 都中央区築地4-1-1	契約の性質又は目 的が競争を許さな いため(会計規程 第24条第1項第1号 に該当)		40,219,593						
平成26年10月歌 舞伎公演舞台衣裳 の賃貸借及び着付 等業務	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・茂木七左衛門 ／東京都千代田区 隼町4-1	平成26年9月25日	松竹衣裳株式会社／ 東京都中央区新富2- 2-8	契約の性質又は目 的が競争を許さな いため(会計規程 第24条第1項第1号 に該当)		11,972,880						
平成26年10月歌 舞伎公演かつら賃 借	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・茂木七左衛門 ／東京都千代田区 隼町4-1	平成26年9月25日	東京演劇かつら株式 会社／東京都中央区 日本橋人形町2-20- 10	契約の性質又は目 的が競争を許さな いため(会計規程 第24条第1項第1号 に該当)		5,798,088						
平成26年10月歌 舞伎公演床山業務	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・茂木七左衛門 ／東京都千代田区 隼町4-1	平成26年9月25日	東京鴨治床山株式會 社／東京都中央区日 本橋富沢町3-9T.Kビ ル	契約の性質又は目 的が競争を許さな いため(会計規程 第24条第1項第1号 に該当)		4,596,739						
平成26年10月歌 舞伎公演床山業務	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・茂木七左衛門 ／東京都千代田区 隼町4-1	平成26年9月25日	有限会社光峯床山／ 東京都中央区築地4- 4-1レフィール銀座フ ロント1201	契約の性質又は目 的が競争を許さな いため(会計規程 第24条第1項第1号 に該当)		2,156,652						

* 予定価格及び落札率の空欄は、同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。

独立行政法人から公益法人への支出に関する随意契約に係る情報の公開(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式3-4

以下のとおり公表します。
平成26年9月

独立行政法人日本芸術文化振興会 契約担当役 理事長 茂木 七左衛門
分任契約担当役 国立能楽堂部長 五十嵐 晃
分任契約担当役 国立文楽劇場部長 櫻井 弘

物品役務等の名称 及び数量	契約担当者等の氏 名並びにその所属 する部局の名称及 び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によること とした業務方法書 又は会計規定等の 根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区 分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数	
平成26年10月歌 舞伎公演宙乗り等 操作及び宙乗り器 具・特殊小道具の 賃貸借及び作成等 業務	独立行政法人日本 芸術文化振興会・ 契約担当役理事 長・茂木七左衛門 ／東京都千代田区 隼町4-1	平成26年9月25日	有限会社アトリエカオ ス／東京都世田谷区 八幡山1-1-15	契約の性質又は目 的が競争を許さな いため(会計規程 第24条第1項第1号 に該当)		2,479,896						

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。